

令和3年度

第1回 阿賀野市入札監視委員会

令和3年10月4日（月）

阿賀野市総務部管財課

令和3年度 第1回 阿賀野市入札監視委員会 会議録

1 日 時 令和3年10月4日（月） 午後2時00分～午後3時25分

2 場 所 阿賀野市役所別館3階 302会議室

3 委 員

佐伯竜彦、磯部亘、本間康子、佐藤哲雄、信田雅恭

4 傍聴者 なし

5 議題

（1）期間内の発注状況等報告

- ・期間内の工事総括について（対象期間：令和3年2月～令和3年7月）
- ・発注方式別工事等について（対象期間：令和3年2月～令和3年7月）
- ・指名停止・苦情処理・談合情報対応の状況等について

（対象期間：令和3年2月～令和3年7月）

（2）抽出案件の審議（詳細は別紙のとおり）

- ・制限付一般競争入札 4件
- ・通常指名競争入札 2件

（3）その他

次回定例会の抽出委員の委任について

「発注状況等報告」

指名停止・苦情処理・談合情報対応の状況等について

<p>「質問・意見」</p> <p>1 指名停止業者一覧表に記載のある業者について、 県外業者であるが、どのようにして内容を把握しているのか。</p>	<p>1 北陸地方整備局管内の県外を含め自治体が監督処分及び指名停止措置について北陸地方整備局から通知が来るようになっている。処分及び措置内容から、市の指名停止措置要領に該当する場合は、指名停止について審議し決定している。</p>
---	---

「抽出案件」

制限付一般競争入札 (A) 【4件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
A-11	建第7号	道の駅「(仮称)あがの」敷地造成工事	土木一式	(株)三浦組	50,820,000	94.89 %	建設課	23
<p>抽出理由 (信田委員)</p> <p>他の案件に比べて応札者数が多い点、市民として道の駅開業に期待しておりどのような内容の工事なのか興味があるため。</p>					<p>「回答」</p> <p>【工事概要について (建設課)】</p> <p>道の駅は建物以外に約 1.4ha の公園を併設しており、本件はその公園の敷地を造成することを目的とした工事である。昨年度発注した盛土造成工事において集積を終えた河床掘削土を使用し、公園の仕上がりの高さに合わせて起伏を調整する作業が主となっている。その他、公園の排水施設などの整備を伴う内容となっている。</p> <p>【応札者数が多い点について】</p> <p>入札公告のとおり本工事の公告は 5 月中旬であり、第 1 四半期の他の土木一式工事の発注が開始した時期と重なった。そのため、市内の業者が一斉に受注を得るために多くの参加となったと思われる。なお、同様の参加要件の土木一式工事 (A-14、15、22、27、31) も 20 以上の業者が入札に参加した。</p> <p>6 月から 8 月頃にかけて工事発注が集中しており、当市を含め全自治体の課題であるが、発注時期の平準化として、業者に対して通年を通し受注の機会を与え、工事発注時期の集中を防ぐことが必要とされているところである。</p>			

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
A-18	高福工第2号	デイサービス センター第二 わかばの里 冷暖房設備 更新工事	管	(株)松田設 備工業	11,517,000	96.94%	高齢福祉課	5
A-20	高福工第1号	デイサービス センター第二 永寿園冷暖 房設備更新 工事		(株)加藤工 業所	11,286,000	96.79%		
<p>抽出理由（信田委員）</p> <p>比較的、落札率が高いがその理由について。</p> <p>また、阿賀野市社会福祉協議会が運営する施設の関連 工事に関心があり、どのような内容の工事なのか興味があるため。</p> <p>※同種内容のため、2件をひとつとして抽出</p>					<p>「回答」</p> <p>【経緯及び工事概要について（高齢福祉課）】</p> <p>(A-18) 建築より20年以上が経過し、これまでに複数回の室外機修繕を実施している。</p> <p>また、他の空調設備についても故障の懸念があり、機器によっては部品供給が終了しているものもあるため、空調設備全体の更新工事を行うこととした。</p> <p>工事概要は、室外機2台と冷暖房機16台の入れ換え、及びフロン回収等の付随作業を実施するものである。</p> <p>(A-20) 同様に、建築より20年以上が経過し、これまでに複数回の室外機修繕を実施している。</p> <p>昨年度、室外機及び冷暖房の故障が検知され、部品の供給が終了しているものもあるため、空調設備全体の更新工事を行うこととした。</p> <p>工事概要は、デイサービスセンター側の冷暖房機10台、換気扇17台の入れ換えと冷媒配管工事等の付随作業、別棟の厨房の天吊り式のパッケージエアコン1台の入れ換え等を実施するものである。</p> <p>【落札率の高さについて】</p> <p>当該工事は既設の空調設備の取替工事であり、機材の交換以外に既存設備との加工接続、設備の撤去等、設計における積算不可要素が多いため、</p>			

<p>「質問・意見」</p> <p>1 それぞれ何者から見積を徴取したのか。依頼した見積業者は落札業者となっているか。</p> <p>2 参考見積を徴取する業者に対して基準はあるのか。</p> <p>3 見積を作成するにあたり、よく調べるものと思われるが、よくわかっている業者が有利になるものなのか。</p>	<p>複数者より見積を徴取し、最も安価なものを採用した。</p> <p>そのため、参考見積徴取の時点で設計額の精査を行い、各者が履行可能と思われる見積額を提出しているため、これ以上の価格低下が困難であったと思われる。</p> <p>1 両案件ともに、2者から参考見積を徴取した。両案件ともに参考見積を徴取した業者が落札業者となった。</p> <p>2 原則、ランクの関係する工種については、設計額からそのランクに応じた業者から徴取するようにしている。</p> <p>また、過去に工事及び維持修繕に携わったことのある業者なども選定の基準のひとつとしている。</p> <p>3 A-18については、見積を徴した業者が過去当該施設建築にあたり配管機器の工事を施工していた。そのため、過去の経験や勝手がわかるという点で、他社に比べて多少優位性があったのではないかと考えている。</p>
--	--

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
A-24	下水第10号	市野山61-2号管渠工事	土木一式	(株)ライズビルド	14,190,000	98.93%	下水道	13
<p>抽出理由（信田委員）</p> <p>落札率が98.93%と一番高い案件となりその理由について。</p>					<p>「回答」</p> <p>応札業者13者のうち、4者が予定価格を超過しており、残り9者においても予定価格と殆ど差がなかった。</p> <p>原因は、当該工事の施工箇所は国道49号線の歩道と国道に接続する市道を対象としており、国道49号線での作業ということで交通量も非常に多いため、多くの業者が現場の交通整理等で使用</p>			

	する仮設資材を積算において多く見込んだことで諸経費が増えたものと思われる。
--	---------------------------------------

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
A-29	建第 12 号	御巡幸線舗 装修繕工事	ほ装	(株)神山企画	27,951,000	87.92%	建設課	15

<p>抽出理由（信田委員）</p> <p>まず落札率が 87.92%と一番低い案件となりその理由について。</p> <p>また、入札公表兼結果調書にくじ引きにより決定であったため、どのような運用をしているのか。くじ引きはよくあるものなのか。について気になったため。</p>	<p>「回答」</p> <p>舗装工事は、消雪パイプ工事や管渠工事に比べて直接工事費が性質上積算しやすいため、最低制限価格に近い数値を求めることができたと考えられる。他の同種舗装工事においても、直接工事費は設計と殆ど差はなく、本件も同様に 100%に近い割合を示している。本件は、一般管理費等で差がついたものであった。</p> <p>諸経費が低くなる理由として、一般的に、手持ち工事の有無や設計より性能効果の見込める機材を使用することで日進量が増加する場合など様々あるが、本件は同地区の業者において、一般管理費が低い傾向にあり、施工箇所が同地区の近接工事ということで各者、儲けをある程度落としても受注しに来たのではないかと想定される。</p> <p>くじ引きについては、1 回目の開札で、予定価格及び最低制限価格の範囲内で一番低い金額を示した業者が複数者いた場合に行う。まず、該当者に対して、順番に数が書かれたくじを引いてもらい、数の大きい順に本番のくじ引き順を決定する。その順番ごとに改めてくじを引いてもらい、最も大きい数を引いた者を落札者又は候補者とする。</p> <p>昨年度はくじ引きとなった案件はない。よくあるものではない。今回は、本件ほか C-30 市立学校長寿命化設計業務委託においてくじ引きとなった。</p>
--	--

<p>「質問・意見」</p> <p>1 市としては、くじ引きは望ましくないのか。それともやむを得ないと考えているのか。</p> <p>2 今後、くじ引きが出ないような対策を取るというようなことはないか。</p> <p>3 本件のような案件であると、最低制限価格に複数者が重なる傾向はあるものなのか。</p>	<p>1 望ましくないとは考えていない。</p> <p>2 本件の工事は、アスファルト合材単価や労務単価について国・県が定めた積算に基づいて行っており基本的な価格が判断しやすい。経費率についても国・県が定めた率をかけて積算している。最低制限価格についても国・県に準じた率を採用しているため、業者がある程度の儲けを落とす余裕がある場合は、最低制限価格に近い額にできると考えている。このような性質を有したものであるため、今回の件により変動型最低制限価格の導入といった対策の検討は現状考えていない。</p> <p>3 くじ引き自体はよくあるものではないが、同種工事では過去、平成 29 年度に 1 件あった。</p>
---	---

通常指名競争入札 (C) 【2 件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
C-5	商第 3 号	ふるさと農業 歴史資料館吸 収冷温水機冷 却塔修繕工事	管	(株) 松田 設備工業	4,345,000	99.00%	商工観光課	6
<p>抽出理由 (信田委員)</p> <p>通常指名競争入札で落札率が一番高い案件でありその理由について。</p> <p>「質問・意見」</p> <p>1 本件についてではなく一般的な傾向として、参考見積を提出する業者は入札時も同様の金額で応札</p>					<p>「回答」</p> <p>本案件も参考見積を予定価格として設定しており、A-18 及び 20 と同様に、複数者より見積を徴取し、最も安価なものを採用している。</p> <p>そのため、参考見積徴取の時点で設計額の精査を行い、各者が履行可能と思われる見積額を提出しているため、これ以上の価格低下が困難であったと思われる。</p> <p>1 参考見積を提出した業者は、参考見積提出時の金額に比べ入札時の金額は下がる傾向が圧倒的に多い。</p>			

<p>するのか。それとも多少値引いた金額で応札するのか。どちらの傾向があるのか。</p> <p>2 本件の落札業者は、参考見積徴取時点で一番安価であったのか。また、参考見積徴取時点で一番安価な業者が落札者とならない逆転現象は起こるのか。</p>	<p>2 本件は、2 者から参考見積を徴取し、一番安価な額を示した業者が落札者となった。しかし、案件によっては参考見積徴取時点で一番安価な業者以外が落札する場合もあった。</p>
--	---

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
C-9	建第 74 号	京ヶ瀬地区防犯 灯設置工事	電気	(有)京ヶ 瀬電気	1,430,000	48.87%	建設課	5
C-10	建第 75 号	笹神地区防犯灯 設置工事			1,210,000	48.67%		

<p>抽出理由（信田委員）</p> <p>2 件とも通常指名競争入札のなかで落札率が低い案件でありその理由について。</p> <p>※同種内容のため、2 件をひとつとして抽出</p> <p>「質問・意見」</p> <p>1 部材の性能としては、市が想定したものであったとの見解でよろしいか。</p> <p>2 ヒアリングは市の規約や規則等で定められているものなのか。それとも、定められていないが今回の結果から必要だと判断して行ったのか。</p>	<p>「回答」</p> <p>2 件ともに落札業者のみ入札額が著しく低く、その他の業者は設計額に近い金額であった。</p> <p>理由として、落札業者の内訳を確認したところ、一部の部材と諸経費が安価な額で見積もられていたため、このような落札率となった。</p> <p>想定であるが、部材については業者が安く仕入れできたものを本件に使用することが可能であったためと考える。また、同日入札を行った同種の C-7 水原地区において、本件の落札業者は予定価格に近い金額で入札をしていることから、この 2 件について儲けを少なくしても受注したかったものと思われる。</p> <p>1 入札の結果を踏まえ、担当課に対し、履行可否のヒアリングを依頼し、業者から施工可能である旨の回答を得ている。また、竣工後の完了検査においても不具合はなく検査を終え特に問題があったとは考えていない。</p> <p>2 後者である。</p> <p>なお、規則上定められている制度として低入札価格調査制度があるが、予定価格が 1 億円以上</p>
--	--

<p>3 仮に今回のヒアリングの結果、事実上不安が残るような場合は取消しとなるのか。</p> <p>4 業者の立場に立った場合、業者としては可能と考えているが、市で不可能と判断された場合も強制的に辞退としなければならないのか。</p>	<p>の大規模な工事に適用することとなっている。</p> <p>3 入札自体は取消しとはならない。仮にヒアリングの結果、相手方から辞退という回答があった場合は、阿賀野市建設工事請負業者指名停止措置要領に準じて、落札したにもかかわらず契約しないということの不履行の扱いとし指名停止の審議案件となる。</p> <p>4 本件の場合、低入札価格調査制度の案件ではないためそのような強制力はない。本件に限らず、業者から市が求めるに足る仕様の部材が納入され、かつ工事が履行可能であると回答があれば有効として扱う。</p>
---	---

「その他」

議題にないもの

<p>「質問・意見」</p> <p>1 コロナ禍において、入札参加者数や金額、件数など何かしらに変化・影響は出ているのか。</p>	<p>1 入札参加者数については、特段変化は見受けられない。件数については、国による経済対策等も相まって昨年度において、新型コロナウイルス感染拡大防止対策関連工事の発注が多くあった。</p>
---	---